

日本の地震保険

2022年10月版

損害保険料率算出機構

はじめに

世界有数の地震国であるわが国では、明治以降大きな地震災害が発生する度に、地震災害を補償する地震保険の必要性が叫ばれ検討されてきた。しかし、地震災害は発生頻度が低いことに加え、一度大規模地震が発生すると巨額な損害をもたらす可能性があることから、地震保険はなかなか実現しなかった。

1964年に発生した新潟地震が契機となって損害保険会社と政府が検討した結果、補償内容や加入金額などが制限的なものにならざるを得なかったが、1966年地震保険がようやく創設された。その後、地震災害の度に保険利用者から寄せられた多様なニーズに応え、地震保険の補償内容や加入限度額などが大幅に改善されてきた。

一方、わが国の地震に係わる研究は世界の最先端にあり、政府の地震調査研究推進本部をはじめとして多くの省庁や国の研究機関、大学、さらに民間企業などにおいて多くの研究成果があげられており、それらは地震保険の料率算出にも反映されてきた。今後も、保険利用者のニーズに合ったより合理的な料率算出に向けて、これらの研究成果を積極的に取り入れていくことが必要である。

本書が、さまざまな特徴をもつ地震保険について、皆様のご理解をより深めていただくための一助となれば幸いである。

なお、わが国の地震保険には、住宅を対象とした地震保険と、事務所や工場などを対象とした地震保険の2種類があるが、本書は前者を扱ったものである。

2003年4月

損害保険料率算出機構

第 11 版発行にあたって

2021年4月の第10版発行以降、地震保険制度に以下のような変更があった。これらの変更に対応すべく、加筆、修正を加え第11版を発行することとした。

1. 2022年10月に地震保険基準料率が改定された。

2022年10月

損害保険料率算出機構

目次

第Ⅰ章 日本の地震と建築物

| | |
|-----------------|----|
| 第1節 日本の地震危険 | 3 |
| 1.1 震災の特性 | 3 |
| 1.2 わが国周辺の地震活動 | 5 |
| 1.3 地震危険度評価 | 10 |
| 第2節 日本の建築物の地震被害 | 19 |
| 2.1 建築物の近代化 | 19 |
| 2.2 建築物の地震被害 | 19 |

第Ⅱ章 日本の地震保険制度

| | |
|-------------------|----|
| 第1節 地震危険の保険化の困難性 | 25 |
| 1.1 適用できない大数の法則 | 25 |
| 1.2 巨額となる損害 | 26 |
| 1.3 逆選択のおそれ | 26 |
| 第2節 地震保険の構想 | 29 |
| 2.1 戦前の検討 | 29 |
| 2.2 戦後の検討 | 32 |
| 第3節 地震保険制度の創設 | 35 |
| 3.1 創設経緯 | 35 |
| 3.2 保険審議会の審議内容 | 35 |
| 3.3 地震保険に関する法律の制定 | 38 |
| 3.4 地震保険制度の実施 | 38 |
| 第4節 地震保険制度の変遷 | 41 |
| 4.1 1972年5月改定 | 41 |
| 4.2 1975年4月改定 | 41 |
| 4.3 1978年4月改定 | 42 |
| 4.4 1980年7月改定 | 42 |
| 4.5 1982年4月改定 | 44 |
| 4.6 1991年4月改定 | 44 |
| 4.7 1994年6月改定 | 46 |

| | | |
|-------|---------------|----|
| 4. 8 | 1995 年 10 月改定 | 46 |
| 4. 9 | 1996 年 1 月改定 | 46 |
| 4. 10 | 1997 年 4 月改定 | 48 |
| 4. 11 | 1999 年 4 月改定 | 48 |
| 4. 12 | 2001 年 10 月改定 | 48 |
| 4. 13 | 2002 年 4 月改定 | 49 |
| 4. 14 | 2005 年 4 月改定 | 50 |
| 4. 15 | 2007 年 10 月改定 | 50 |
| 4. 16 | 2008 年 4 月改定 | 53 |
| 4. 17 | 2009 年 4 月改定 | 53 |
| 4. 18 | 2010 年 1 月改定 | 53 |
| 4. 19 | 2011 年 5 月改定 | 53 |
| 4. 20 | 2012 年 4 月改定 | 54 |
| 4. 21 | 2013 年 5 月改定 | 54 |
| 4. 22 | 2014 年 4 月改定 | 54 |
| 4. 23 | 2014 年 7 月改定 | 54 |
| 4. 24 | 2016 年 4 月改定 | 56 |
| 4. 25 | 2016 年 10 月改定 | 56 |
| 4. 26 | 2017 年 1 月改定 | 56 |
| 4. 27 | 2017 年 4 月改定 | 58 |
| 4. 28 | 2019 年 1 月改定 | 58 |
| 4. 29 | 2019 年 2 月改定 | 60 |
| 4. 30 | 2019 年 4 月改定 | 60 |
| 4. 31 | 2021 年 1 月改定 | 60 |
| 4. 32 | 2021 年 4 月改定 | 62 |
| 4. 33 | 2022 年 10 月改定 | 62 |
| 第 5 節 | 再保険と責任準備金 | 65 |
| 5. 1 | 再保険 | 65 |
| 5. 2 | 責任準備金 | 68 |
| 第 6 節 | 地震保険の内容 | 69 |
| 6. 1 | 地震保険料率の内容 | 69 |
| 6. 2 | 地震保険制度の内容 | 71 |

| | |
|--------------|----|
| 6.3 地震保険基準料率 | 75 |
|--------------|----|

第三章 地震保険料率の算出方法

| | |
|------------------------|----|
| 第1節 地震保険料率の要件と算出 | 81 |
| 1.1 地震保険料率の要件 | 81 |
| 1.2 地震保険料率の構成 | 81 |
| 1.3 地震保険料率の算出 | 81 |
| 第2節 地震保険料率算出のための地震被害予測 | 85 |
| 2.1 地震被害の要因と形態 | 85 |
| 2.2 地震保険における地震被害予測 | 89 |

第四章 建築物に対する法規制と被災者支援

| | |
|------------------------|-----|
| 第1節 建築物に対する法規制 | 97 |
| 1.1 建築基準法 | 97 |
| 1.2 建築物の耐震改修の促進に関する法律 | 97 |
| 1.3 住宅の品質確保の促進等に関する法律 | 98 |
| 1.4 長期優良住宅の普及の促進に関する法律 | 98 |
| 第2節 被災者支援に関する制度 | 101 |
| 2.1 被災者支援制度 | 101 |
| 2.2 被災者生活再建支援法 | 101 |

<付録資料>

| | |
|--|-----|
| 資料1. 地震保険に関する法律、同施行令、同施行規則 | 107 |
| 資料2. 特別会計に関する法律、同施行令 | 121 |
| 資料3. 大規模地震対策特別措置法 | 131 |
| 資料4. 地震保険標準約款、 長期保険保険料払込特約（地震保険用） | 135 |
| 資料5. 保険審議会答申（1965年）および国会附帯決議 | 161 |
| 資料6. 保険審議会答申（1979年）および国会附帯決議 | 175 |
| 資料7. 地震保険制度に関するプロジェクトチーム報告書 | 183 |
| 資料8. 「地震保険制度に関するプロジェクトチーム」 フォローアップ会合の議論のとりまとめ | 191 |

<付 表>

| | |
|------------------|-----|
| 付表 1. 地震保険制度の変遷 | 200 |
| 付表 2. 地震保険料率の変遷 | 210 |
| 付表 3. 気象庁震度階級解説表 | 220 |